

峡東地区最終処分場整備検討委員会設置要綱（案）

（目的）

第1 峠東地区における公共関与による廃棄物最終処分場整備事業を推進するため、峠東地区最終処分場整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 廃棄物最終処分場の建設予定地に係る地元合意形成と選定に関すること。
- (2) 廃棄物最終処分場の整備に係る周辺環境整備、地域振興方策の計画策定に関すること。
- (3) 廃棄物最終処分場の整備に係る跡地活用の計画策定に関すること。
- (4) 廃棄物最終処分場の整備に係る安全性確保対策の計画策定に関すること。
- (5) その他の委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成）

第3 委員会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

（役員）

- 第4 委員会には、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、構成員の互選とする。
- 3 会長及び副会長の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、その職務を代行する。

（会議）

- 第5 会議は、会長が必要と認めるときに招集する。
- 2 会長は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

（幹事会）

- 第6 委員会に幹事会を置き、第2に規定する委員会の所掌事項に関すること及び会長が指示する特定の案件を協議する。
- 2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 3 幹事会には、幹事長及び副幹事長を置く。
- 4 幹事長及び副幹事長は、会長が指名する。
- 5 幹事長は、幹事会の事務を所掌し、協議結果を会長に報告するものとする。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が不在のときは、その職務を代行する。
- 7 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

（事務局）

- 第7 委員会の事務局は、峠東林務環境事務所に置く。

（雑則）

- 第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 月 日から施行する。

別表1 (委員会の構成員)

山梨市長
笛吹市長
甲州市長
甲府市長

※（境川町上寺尾区からの応募による最終処分場の検討に限る。）

峡東林務環境事務所長

森林環境部環境整備課長

(財)山梨県環境整備事業団事務局長

別表2 (幹事会の構成員)

山梨市環境課長
笛吹市市民環境部ごみ減量課長
甲州市市民生活部環境課長
甲府市環境部廃棄物対策室長

※（境川町上寺尾区からの応募による最終処分場の検討に限る。）

森林環境部環境整備課課長補佐

峡東林務環境事務所環境保全幹

(財)山梨県環境整備事業団事務局次長

峡東地区最終処分場整備検討委員会設置要綱 新旧対照表（案）

新	旧
(事務局) 第7 委員会の事務局は、 <u>峡東林務環境事務所</u> に置く。	(事務局) 第7 委員会の事務局は、 <u>峡東地域振興局林務環境部</u> に置く。

峡東地区最終処分場整備検討委員会設置要綱（別表関係） 新旧対照表（案）

新	旧	新	旧
<p>別表1</p> <p>山梨市長 笛吹市長 甲州市長 甲府市長 ※(境川町上寺尾区からの応募による最終処分場の検討に限る。) 森林環境部環境整備課長 峡東林務環境事務所長 (財)山梨県環境整備事業団事務局長</p>	<p>別表1</p> <p>塩山市長 山梨市長 春日居町長 牧丘町長 三富沼和村長 勝大和村長 石和坂町長 御代宮町長 一八代川町長 八境中村長 芦声豊村長 森林環境部環境整備課長 峡東地域振興局企画振興部長 峡東地域振興局林務環境部長 (財)山梨県環境整備事業団事務局長</p>	<p>別表2</p> <p>山梨市環境課長 笛吹市民減量課長 甲州市民境活課長 甲府市環境部長 ※(境川町上寺尾区からの応募による最終処分場の検討に限る。) 森林環境部環境整備課課長補佐 峡東林務環境事務所環境保全幹 (財)山梨県環境整備事業団事務局次長</p>	<p>別表2</p> <p>塩山市環境課長 山梨市環境課長 春日居町長 牧丘町長 三富沼和村長 勝大和坂町長 石和坂町長 御代宮町長 一八代川町長 八境中村長 芦声豊村長 森林環境部環境整備課課長補佐 峡東地域振興局企画振興部地域振興課長 峡東地域振興局林務環境部環境課長 (財)山梨県環境整備事業団事務局次長</p>